

[事案 2025-90] 契約取消等請求

・令和 8 年 4 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反があったとして契約の一部を解除され、給付金の支払いを拒絶されたことを不服として、既払込保険料の返還および入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

労作性狭心症により、令和 7 年 2 月 4 日から同年 2 月 5 日まで入院したため、令和 6 年 11 月に契約した引受基準緩和型保険にもとづき給付金の支払いを請求したところ、告知義務違反を理由に契約の一部を解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、既払込保険料の返還および入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 令和 6 年 10 月頃、本契約の申込みをしたいと考えて募集人に対して問い合わせ、同年 5 月 24 日に退院した旨を伝えたうえで契約ができるか尋ねたところ、半年経てば契約ができる旨の説明を受けた。そこで、同年 11 月 7 日、募集人と自宅で面談をし、妻も同席のもと説明を聞き、本契約を締結した。面談をすることになったのは募集人の判断によるものであるが、仮に、同年 11 月 20 日以降に募集人と面談して本契約の申込をしていれば告知義務違反にはならなかった。本契約は、保険会社による虚偽で不当契約であるので、申立人には責任がない。
- (2) 契約締結の際、募集人から、過去の健康状態等の告知事項に関する詳細な説明や資料の提出依頼はなかった。もし適切な説明や資料の提出依頼があれば、募集人に対し医療費の明細書等を提示することによって、告知事項に関する詳細を説明でき、告知義務違反とはならなかった。
- (3) 募集人が、携帯端末上で本契約の保障内容を説明した、募集人の携帯端末画面を申立人のスマートフォンと共有するなどして、契約概要や注意喚起情報等について確認したと保険会社は主張するが、そのような事実はない。手元に資料や控えも残っていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の配偶者の担当者であったところ、申立人から、「友人に保険をすすめられており、見比べたいのでプランを作成してほしい」との申出を受けたことから、申立人の配偶者と同じ保険の設計書を作成して提案し、令和 6 年 4 月に、申立人から電話を受けて保障内容について説明していた。募集人は、同年 9 月に申立人に架電して 2 回目の提案をした際、申立人から「令和 6 年 7 月上旬にカテーテルで入院・手術をした」と聴取したことから、その時点では告知事項に該当するため、本契約への加入が難しいと説明した。その際、募集人は、退院後の通院の有無を確認したところ、申立人から、「ない」と回答があった。
- (2) 募集人は、令和 6 年 10 月、申立人から「入院・手術は 2024 年 7 月上旬ではなく、5 月の初めであった」と訂正の連絡を受けた。募集人が、退院日や、退院後に通院をしていないかを確認すると、申立人は、「退院日は 5 月 1 日か 2 日あたりで通院はない」と回答した。また、申立人から、告知事項に該当しなくなった日以降で最短での申込みの希望があったため、募集人は、同年 11 月 7 日に、申立人宅を訪問することとなった。

- (3) 申込手続の際、募集人は、パンフレットに記載された告知事項を1項目ずつ読み上げて申立人に確認したところ、申立人から「該当するものはない」との回答があった。また、申込手続においては、重要事項等を説明した上で、募集人の携帯端末画面を申立人のスマートフォンと共有し、申立人に申込操作を行ってもらい、告知事項は募集人が1項目ずつ読み上げながら申立人に確認し、申立人に入力をしてもらった。
- (4) 保険会社が、給付金請求において提出された診断書を確認したところ、申立人は、告知日より過去2年以内の令和6年4月と、過去6か月以内の同年5月に労作性狭心症で入院し、5月には手術を施行していた。また、申立人は、同じ傷病で告知日前の同年7月と10月に通院していた。これらの内容は告知事項に該当するが、告知書はいずれも「いいえ」と選択されていた。そこで、告知義務違反により、一部指定契約を解除し、申立人から請求を受けた給付金等は解除原因と因果関係があるため不支払いとした。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容や、本契約締結時における状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。